

新濃尾（二期）地区
新木津用水路建物等事前調査業務

特別仕様書

東海農政局新濃尾農地防災事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、新濃尾（二期）地区 新木津用水路建物等事前調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

愛知県小牧市久保一色南、大字岩崎、大字小松寺及び大字東田中地内

(2) 業務概要

建物等事前調査 建物 23棟 工作物 18箇所

(班編制)

第3条 本業務は、2班以上の編成により行うものとする。

(障害物の伐採)

第4条 本業務実施のために伐採した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。
ただし、監督職員の指示を受けずに伐採したもの又は不注意により伐採したものの補償は、受注者の責任において処理する。

第2章 貸与資料等

(貸与資料等)

第5条 本業務実施のために必要な資料を貸与する。

なお、貸与資料は、完了検査時まで一括返納しなければならない。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第6条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
作業計画の策定	1 業務	
現地踏査（地盤変動影響調査等）	1 業務	
事前調査（木造A） （建物内部の調査を行わない場合）	3 棟	70㎡以上130㎡未満
事前調査（木造A） （建物内部の調査を行わない場合）	5 棟	130㎡以上200㎡未満
事前調査（木造A） （建物内部の調査を行わない場合）	1 棟	200㎡以上300㎡未満
事前調査（木造C） （建物内部の調査を行わない場合）	3 棟	70㎡未満

事前調査（木造C） （建物内部の調査を行わない場合）	1 棟	70㎡以上130㎡未満
事前調査（非木造イ） （建物内部の調査を行わない場合）	5 棟	200㎡未満
事前調査（非木造イ） （建物内部の調査を行わない場合）	4 棟	200㎡以上400㎡未満
事前調査（非木造イ） （建物内部の調査を行わない場合）	1 棟	600㎡以上1,000㎡未満
事前調査（工作物）	11 箇所	敷地面積100㎡以上300㎡未満
事前調査（工作物）	3 箇所	敷地面積300㎡以上630㎡未満
事前調査（工作物）	3 箇所	敷地面積630㎡以上1,300㎡未満
事前調査（工作物）	1 箇所	敷地面積1,300㎡以上2,000㎡未満

（指示事項）

第7条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

（1）立会人の日当

- ① 建物調査に必要な立会人の日当（1日当たり9,500円）は、受注者が支払うものとする。
立会人は18人を想定している。
- ② 日当の支払いについては、立会い当日に行うこととし、受領者（立会人）からは領収書を徴するものとする。

（2）水準調査

地盤変動影響調査算定要領に基づく水準測量をいい、計測点については別途監督職員の指示により行うものとする。

（3）水準調査関係資料

水準調査図面は、地盤変動影響調査算定要領様式第2「建物等調査書（平面図、立面図等）」に準じて作成するものとする。

（4）その他

- ① 本業務が建物所有者（以下「所有者」という。）の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額積算の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、所有者に不信の念を抱かせる言動を慎むよう十分注意しなければならない。
また、本業務によって知り得た所有者側の事情及び成果物の内容等を他に漏らしてはならない。
- ② 所有者からの意見、質問等で重要と認められる事項については、十分その意向を把握した上で、速やかに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
- ③ 建物等の調査日時については、監督職員と相談の上、受注者において所有者（借家の場合は借家人を含む。）との打合せにより設定し、監督職員に連絡するものとする。
- ④ 調査対象の建物等の敷地以外の土地に立ち入る場合は、その土地の権利者の了解を得るものとする。
- ⑤ 所有者の都合による場合を除き、令和7年9月末までに建物調査を完了させること。
ただし、小牧市大字岩崎字観音堂地内における建物1棟・工作物1箇所については、所有者の都合による場合を除き、令和7年7月末までに建物調査を完了させること。
また、小牧市久保一色南、大字岩崎字打上り及び字本田地内における建物7棟・工作物7箇所については、所有者の都合による場合を除き、令和7年8月末までに建物調査を完了させること。
なお、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額の変更又は履行期間の延長を行うものとする。

第4章 成果物

(成果物等)

第8条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物		数 量	装 丁 等
事前調査書等 調査区域位置図 調査区域平面図 建物等調査一覧表 建物等調査書 損傷調査書 写真台帳 水準調査関係資料 (水準調査成果表、水準調査図面、観測手簿、計算簿)	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	正副2部	綴じ込み

2 様式については、共通仕様書及び地盤変動影響調査算定要領によるものとする。

3 成果物は市販ファイル（長期使用に耐えられるもの）綴じとする。

4 成果物の提出先は、東海農政局新濃尾農地防災事業所とする。

第5章 その他

(管理技術者及び打合せ)

第9条 管理技術者の要件は、共通仕様書第8条第3項の規定によるものとする。

ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日ごとに業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は東海農政局新濃尾農地防災事業所とする。

(1) 着手時前 1回

(2) 中間打合せ 1回

(3) 成果物納入時 1回

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める作業計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

(低入札価格契約における第三者照査)

第10条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条 照査技術者」及び「共通仕様書第9条 照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査を行う企業に要求される資格

(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。

(2) 東海農政局において、令和7・8年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

(3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 「共通仕様書第30条 守秘義務」を遵守できるものであること。

(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに

該当する関係がないこと。

①資本関係

(f) 親会社と子会社の関係にある

(i) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

(f) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

(1) 照査技術者と同等の当該業務部門の業務実績を有する者

(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査と併せて作業計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第9条第2項に規定する打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第12条に規定する農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

成果物納品後における重大な調査・集計・算定ミスがあるときは、「業務請負契約書第41条 契約不適合責任」のとおり、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものであり、第三者照査を実施した者が責任を負うものではない。

(保険加入)

第11条 受注者は、共通仕様書第37条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(契約変更)

第12条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第6条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第7条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
- (3) 第8条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 第9条第2項に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

(疑義)

第13条 本特別仕様書に定めなき事項及びこの業務の実施に当たり、疑義が生じたときは必要に応じて監督職員と協議するものとする。